



豊島区母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就職に有利な資格や技能を修得するために、区の指定を受けて教育訓練の講座を受講した場合、その経費の一部を支給します。受講開始前に相談が必要です。

受給要件

次のすべてを満たしている方

- ・ 豊島区に住所があり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ・ ひとり親家庭自立支援プログラム策定等の支援を受けている方
- ・ 受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有していない方
- ・ 講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められた方
- ・ 過去に母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けていない方

対象となる講座

- ・ 雇用保険法による教育訓練給付対象の指定教育訓練講座

*指定講座は、インターネット上の「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」にて指定講座かどうかの確認ができます。

- ・ 就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの
- ・ 区長が地域の実情に応じて対象とする講座

※詳しくはお問合せ下さい。

◎講座の受講前にあらかじめ区から受講する講座の指定を受ける必要があります。

必ず受講開始前にご相談ください。

支給額

1. 一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金の指定講座

受講費用の60%に相当する額

(上限額：20万円、12,000円以下は対象外)

2. 専門実践教育訓練給付金の指定講座

受講費用の60%に相当する額

(上限：修行年数×40万円(最大160万円)、12,000円以下は対象外)

2. の修了後1年以内に修了後、資格取得し、就職した場合

受講費用の85%に相当する額 ※受講修了時に60%、資格取得し就職したときに25%を支給

(上限：修行年数×60万円(最大240万円)、12,000円以下は対象外)



裏面もご覧ください



【申請の手順】

事前相談

指定可否の事前審査

講座指定の申請

【講座指定申請に必要な書類】

- ◇申請書◇戸籍謄本◇住民票の写し◇受講講座の資料
- ◇自立支援プログラムの策定を受けていることを証する書類
- ◇地方税関係情報取得に関する同意書

指定可の通知を
受けた方は受講開始

【支給申請に必要な書類】

- ◇対象講座指定通知書◇訓練機関から発行された受講修了証◇訓練機関の発行する領収書(明細があるもの)

給付金の支給申請
(受講修了後30日以内)

給 付 金 の 支 給

お問い合わせ先 : 豊島区役所 子育て支援課
子ども家庭・女性相談グループ
電 話 : 03-3981-2119